

# 第73期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年4月21日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

ホテル日航大阪 5階 鶴の間  
大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号

株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止について

本株主総会にご出席される株主様は株主総会開催日現在の感染状況及びご自身の体調をご確認の上、感染予防にご配慮いただき、ご来場を賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場での感染予防措置につきましては、何卒ご協力をお願い申し上げます。

## 目次

▶ 第73期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	36
監査報告書	45
▶ 株主総会参考書類	53
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	

(証券コード 3955)  
(発信日) 2023年4月4日  
(電子提供措置の開始日) 2023年3月30日

株 主 各 位

大阪府中央区難波五丁目1-60

**株式会社 イムラ**

代表取締役社長 井 村 優

### 第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第73期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.imura.co.jp>

※上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知・株主通信」を順に選択いただき、ご確認ください。

<https://d.sokai.jp/3955/teiji/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合には、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従い、2023年4月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）  
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号  
ホテル日航大阪 5階 鶴の間  
（末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1 第73期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2 会計監査人及び監査役会の第73期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載することにより、お知らせいたします。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年4月21日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年4月20日(木曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年4月20日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX日

議決権の数 XX 票

議案日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 票

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

見本

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第1号議案 第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

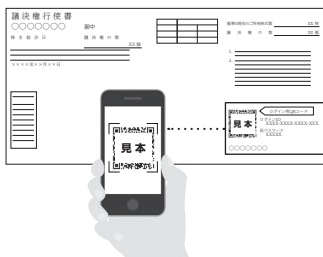
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年2月1日から  
2023年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立が進むなど、持ち直しの兆しが見られるものの、ウクライナ情勢の混迷長期化に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰もあり、依然として厳しい状況で推移いたしました。

当社グループの事業領域に影響を及ぼす郵便及びメール便の取扱数量は前期比微減で推移しており、需要回復の兆しは確認されておりません。ダイレクトメール市場においては、「折込・DM郵便料（経済産業省公表）」が僅かながら増加するものの、郵便通数を増加させるまでには至っておらず、当社グループを取り巻く環境は先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは、「潤創（じゅんそう）～社会と人生に潤いを創造する～」を、新たな経営理念である「IMURA PHILOSOPHY STRUCTURE」の起点に掲げ、「変革とイノベーション（革新）により新たな成長軌道を実現し、企業価値の更なる向上を図ることにより全てのステークホルダーに最高の付加価値を提供する。」を基本方針とする3か年の中期経営計画「IMURA VISION 2030 Stage I」を2021年度よりスタートさせ、新生イムラの基盤づくりを、全社を挙げて進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、コロナ禍による需要回復の遅れはあるものの、ワクチン接種券やマイナンバーカード発送に関連した官需もあり、217億36百万円（前期比7.4%増）となりました。損益面につきましては、子会社取得に伴うのれん償却費等を計上するものの、増収効果や付加価値の高い製品・サービスの提案等、収益性を重視した各種販売施策が奏功し、営業利益は14億21百万円（前期比29.5%増）、経常利益は15億60百万円（前期比23.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、社宅跡地の売却による特別利益を計上する一方で、基幹システムの開発計画見直しによる減損損失の計上もあり、10億16百万円（前期比2.2%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用により、当連結会計年度の売上高及び売上原価は、それぞれ37百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

### パッケージソリューション事業

コロナ禍による需要回復の遅れはあるものの、官需によるスポット案件もあり、売上高は159億62百万円（前期比5.7%増）となりました。損益面では、原材料価格の上昇や前述ののれん償却費等の計上による販売費及び一般管理費の増加があったものの、増収効果により、営業利益は8億80百万円（前期比15.6%増）となりました。

### メーリングサービス事業

コロナ禍におけるお客さまの企画見直し等により、既存案件の売上は減少するものの、ワクチン接種券発送等の官需の取込が奏功し、売上高は41億17百万円（前期比9.7%増）となりました。損益面では、加工売上高の増加により売上総利益率が上昇したほか、増収効果も加わって、営業利益は5億32百万円（前期比69.9%増）となりました。

### その他

封入機の製造販売を手がける子会社の業績回復を主因に、売上高は16億56百万円（前期比20.4%増）となりました。損益面では、医療機関向け印刷物を手がける子会社において、生産機能の移管や本社移転等、グループ内での構造改革による一時的な費用が発生したことから、営業利益は4百万円（前期比85.0%減）となりました。

#### [セグメント別売上高]

事業	売上高	構成比	前期比増減
パッケージソリューション事業	15,962百万円	73.4%	5.7%
メーリングサービス事業	4,117百万円	19.0%	9.7%
その他	1,656百万円	7.6%	20.4%
合計	21,736百万円	100%	7.4%

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、お客様の多様なニーズへの対応とコスト競争力の強化を図るとともに、製品の更なる品質向上を目的として、設備の増設・更新及び改善・改良等を行い、総額13億82百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで封筒を中心とするパッケージソリューション事業をコア事業として、封筒業界トップの地位を確固たるものとしてまいりました。しかしながら、ポストコロナにおいては、社会システムのデジタル化の進展により封筒市場の縮小が想定されることから、2030年までの事業環境の変化を踏まえた長期ビジョン「**IMURA VISION 2030**」を策定し、また、これを実現していくための道標として、2021年度を初年度とする3か年の中期経営計画「**IMURA VISION 2030 Stage I**」を策定しております。

「変革とイノベーション（革新）により新たな成長軌道を実現し、企業価値の更なる向上を図ることにより全てのステークホルダーに最高の付加価値を提供する。」を基本方針とする「**IMURA VISION 2030 Stage I**」は、2024年1月期で最終年度を迎えます。中期経営計画に掲げる経営目標の達成並びに長期ビジョン「**IMURA VISION 2030**」に掲げるあるべき姿の実現を目指し、当社グループは、以下7項目に取り組んでまいります。

- ①生産改革による原価低減と業務プロセス改革によるコスト競争力の強化
- ②メーリングサービス事業におけるバリューチェーンの拡大と事業機能の多角化による新たな付加価値の創造
- ③脱プラスチックに向けた紙化ソリューションの提供により持続可能な社会の発展に貢献
- ④既存事業のサービスとデジタルの融合による新規市場の開拓と既存事業の拡大
- ⑤デジタルトランスフォーメーション（DX）による業務改革の推進
- ⑥企業理念の共有（インナーブランディング）による企業風土改革と社名変更（アウターブランディング）による企業イメージの変革
- ⑦ジョブグレード制度とコンピテンシー評価の運用高度化並びに新職能資格制度の導入による実力評価主義の徹底



## 数値目標

項目	IMURA VISION 2030	
	2023年度目標 (Stage I)	2030年度目標
売上高	230億円	250億円以上
経常利益	20億円	30億円以上
自己資本利益率 (ROE)	8.0%	10.0%以上
CO <sub>2</sub> 排出量	20%削減	40%以上削減

(注) CO<sub>2</sub>排出量は2020年度実績6,600tを基準としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第70期 (2020年1月期)	第71期 (2021年1月期)	第72期 (2022年1月期)	第73期 当連結会計年度 (2023年1月期)
売上高(百万円)	23,421	21,237	20,234	21,736
経常利益(百万円)	757	1,056	1,267	1,560
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	501	660	994	1,016
1株当たり当期純利益 (円)	48.84	65.20	99.14	101.56
総資産(百万円)	18,009	18,674	19,346	19,671
純資産(百万円)	13,591	14,072	14,800	15,335
1株当たり純資産額 (円)	1,338.44	1,384.95	1,471.27	1,528.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 子会社等の状況

### 1) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東 杏 印 刷 株 式 会 社	20百万円	100.0%	医療機関用印刷物の製造販売及び医療機関用諸物品の販売
株 式 会 社 メ ト ロ テ ッ ク	30百万円	95.0%	機械器具の自動制御装置及び電子回路の設計製造販売
株式会社ハシモトコーポレーション	10百万円	100.0%	各種印刷物の製造販売

(注) 株式会社ハシモトコーポレーションは、2023年2月1日付で株式会社イムラプリンティングに社名変更しております。

### 2) 関連会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

当社グループは以下のとおり、封筒の製造・販売を中核として、レスポンスアップが期待できるダイレクトメールを提案するメーリングサービス事業、その他の事業として、企業のIT化をサポートする情報システム事業及び子会社による諸事業を行っております。

事業	主要な製品名または事業内容
パッケージソリューション事業	一般事務用封筒、セロ窓封筒、プラ窓封筒、グラス窓封筒、個人情報保護対応封筒、厚紙封筒、エンボス封筒、再生紙封筒、間伐材封筒、フィルム封筒、タイベック封筒、ガセット封筒、角底封筒、窓口サービス用封筒、チケッット入れ袋、募金袋、レントゲン袋、薬袋、返信専用封筒、大型洋封筒、メモルダール、お茶殻入り封筒、不織布製の封筒・造園資材・各種印刷物の製造販売等
メーリングサービス事業	印刷物・SP商品等の封入・梱包及びその発送業務の代行 ダイレクトメールの企画・制作とその発送業務の代行 顧客リストの管理業務、データプリントサービス、メディアマッチング業務、キャンペーン事務局、ロジスティックサービス業務等
その他	コンピュータ・その他OA機器等の販売及び保守管理、オリジナルソフト・パッケージソフトの開発、コンピュータ導入に伴う各種支援等 医療機関用印刷物の製造販売及び医療機関用諸物品の販売 機械器具の自動制御装置及び電子回路の設計製造販売等

(8) 営業所及び工場等 (2023年1月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
当 社		奈 良 新 庄 工 場	奈良県葛城市
大 阪 本 社	大阪市中央区	御 所 工 場	奈良県御所市
東 京 本 社	東京都港区	相 模 原 工 場	相模原市中央区
東日本パッケージソリューション営業統括部		筑 波 工 場	茨城県常総市
東 京 地 区	東京都港区	都 城 工 場	宮崎県都城市
札幌営業グループ	札幌市中央区	昭 島 事 業 所	東京都昭島市
西日本パッケージソリューション営業統括部		平 野 事 業 所	大阪市平野区
大 阪 地 区	大阪市中央区	青 梅 ロジスティクスセンター	東京都青梅市
名 古 屋 地 区	名古屋市中区		
九 州 地 区	福岡市博多区	子 会 社	
メーリングソリューション事業部	東京都港区	東 杏 印 刷 株 式 会 社	東京都杉並区
情報システム事業部	大阪市中央区	株 式 会 社 メ ト ロ テ ッ ク	埼玉県戸田市
		株 式 会 社 ハ シ モ ト コ ー ポ レ ー シ ョ ン	相模原市中央区

- (注) 1. 2023年1月5日付で、東杏印刷株式会社は東京都練馬区より移転しております。  
2. 2023年2月1日付で、株式会社ハシモトコーポレーションは株式会社イムラプリンティングに社名変更しております。

(9) 従業員の状況 (2023年1月31日現在)

1) 企業集団の従業員

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減
パッケージソリューション事業	573名	△2名
メーリングサービス事業	117名	△15名
その他の他	70名	△10名
全社(共通)	38名	1名
合計	798名	△26名

- (注) 1. 上記従業員の他に136名の臨時従業員(1日8時間換算による年間平均雇用人員)を雇用しております。
2. 全社(共通)として記載した従業員数は、特定の事業内容に区分できない管理部門に属しているものであります。

2) 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
717名	△43名	42.2歳	19.7年

- (注) 上記従業員の他に126名の臨時従業員(1日8時間換算による年間平均雇用人員)を雇用しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年1月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（2023年1月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 38,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 10,729,370株（自己株式726,853株を含む）
- 3) 株主数 3,025名（前期末比105名増）
- 4) 1単元の株式数 100株
- 5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
イムラ封筒社員持株会	650,252株	6.50%
井村優	446,400株	4.46%
有限会社ケイ・アンド・アイ コーポレーション	385,250株	3.85%
有限会社アイ・エム興産	358,750株	3.58%
イムラ封筒取引先持株会	321,900株	3.21%
井村美和	318,000株	3.17%
井村光一	304,800株	3.04%
井村達男	302,000株	3.01%
日本紙パルプ商事株式会社	300,000株	2.99%
井村守宏	278,600株	2.78%

- (注) 1. 株式会社イムラ封筒は2023年2月1日付で株式会社イムラに社名変更しております。  
 2. 当社は自己株式726,853株を保有していますが、上記大株主からは除いております。  
 3. 持株比率は自己株式数（726,853株）を控除して算出しております。

### 6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	20,200株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 株式報酬の内容につきましては、「(3) 会社役員の状況 4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

## (2) 新株予約権等の状況

1) 当社が会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
2016年度 第1回 新株予約権	2016年 9月2日	481個	普通株式 48,100株	36,400円	1円	2016年 9月3日から 2056年 9月2日まで
2017年度 第2回 新株予約権	2017年 6月5日	528個	普通株式 52,800株	43,400円	1円	2017年 6月6日から 2057年 6月5日まで
2018年度 第3回 新株予約権	2018年 6月5日	484個	普通株式 48,400株	49,000円	1円	2018年 6月6日から 2058年 6月5日まで

事業年度の末日において当社役員が有している新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2016年度 第1回 新株予約権	312個	普通株式 31,200株	4人	312個	-	-	-	-
2017年度 第2回 新株予約権	295個	普通株式 29,500株	4人	295個	-	-	-	-
2018年度 第3回 新株予約権	271個	普通株式 27,100株	4人	271個	-	-	-	-

2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### 1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	井 村 守 宏	
代 表 取 締 役 社 長	井 村 優	最高経営責任者（CEO）
代 表 取 締 役 副 社 長	瀧 口 斉	最高執行責任者（COO） 営業本部長、子会社担当
取 締 役	吉 川 伸 昭	専務執行役員製造本部長
取 締 役	食 野 直 哉	常務執行役員管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	白 田 敬	株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役
取 締 役	城 谷 満 江	
常 勤 監 査 役	知 念 等	
監 査 役	山 田 拓 幸	山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー取締役
監 査 役	清 水 健 一	株式会社ラブキャリアグループ会長、株式会社東京一番フーズ監査役

- (注) 1. 取締役白田敬氏、城谷満江氏は社外取締役であります。
2. 監査役知念等氏、山田拓幸氏、清水健一氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役白田敬氏、城谷満江氏、監査役知念等氏、山田拓幸氏、清水健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田拓幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### 2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員並びに社外監査役山田拓幸氏、清水健一氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金8百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

### 3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は原則として当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

### 4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	192百万円 (15百万円)	175百万円 (15百万円)	－ (－)	17百万円 (－)	7名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	28百万円 (28百万円)	28百万円 (28百万円)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
計 (うち社外役員)	221百万円 (44百万円)	203百万円 (44百万円)	－ (－)	17百万円 (－)	10名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 期末現在の人員は、取締役7名（社外取締役2名）、監査役3名（社外監査役3名）であります。

#### ② 役員報酬の決定方針

取締役の報酬等については、当社の企業価値向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高めるための報酬体系とすることを原則とし、業績、株主配当や従業員賃金との均衡、社会情勢などを考慮の上、適切な水準に定めることを決定方針とし、取締役会において決定しております。

#### ③ 役員報酬の決定方法

取締役（社外取締役を除く）の報酬等については、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の適切な割合により構成されており、その割合については短期的視点と中長期的視点に立ち、職責や報酬水準等を考慮の上、指名・報酬委員会において審議し、取締役会において決定しております。具体的な報酬額については、2000年4月27日開催の第50期定時株主総会において決議された年額300百万円（社外取締役を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与を含ま



ない)の範囲内で、指名・報酬委員会において審議し、取締役会において決定しております。第50期定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。金銭報酬については、役職位に応じた基礎部分と業績貢献部分で構成され、指名・報酬委員会において、個人業績等の評価を審議し、取締役会に答申しております。なお、金銭報酬については、固定報酬として毎月支給しており、業績連動報酬は支給しておりません。

社外取締役の報酬については、高い独立性確保の観点から、固定報酬を毎月支給することとしております。

監査役の報酬については、2000年4月27日開催の第50期定時株主総会において決議された年額500万円の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。第50期定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### ④ 譲渡制限付株式報酬の決定方法

取締役(社外取締役を除く)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、上記の取締役の報酬限度額の年額300百万円(ただし、年50,000株以内)の範囲内で、2019年4月25日開催の第69期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入が承認されました。第69期定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。譲渡制限付株式報酬については、役職位に応じた基礎部分と業績貢献部分で構成され、指名・報酬委員会において、個人業績等の評価を審議し、取締役会において具体的な報酬額を決定しております。譲渡制限付株式報酬については、報酬額決定にかかる取締役会前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値で算出した株式数を毎年、当社と取締役(社外取締役を除く)との間で譲渡制限付株式割当契約を締結の上、交付しております。

#### ⑤ 指名・報酬委員会の役割と活動内容

取締役会の任意の諮問機関として、独立かつ客観的な立場から役員報酬制度の在り方を含めた報酬体系及び報酬額の妥当性を継続的に審議し、必要に応じて取締役会に答申を行っております。また、手続きの透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を占めるよう委員を構成しております。2022年度は4回の指名・報酬委員会を開催し、その結果を取締役に答申いたしました。

- ⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

## 5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役白田敬氏は、株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、株式会社シンプルクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役山田拓幸氏は、山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役清水健一氏は、株式会社ラブキャリアグループ会長、株式会社東京一番フーズ監査役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
取締役	白田 敬	当事業年度開催の取締役会13回、指名・報酬委員会4回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
取締役	城谷 満江	当事業年度開催の取締役会13回、指名・報酬委員会4回全てに出席し、人材育成とCS推進に携わった豊富な経験に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監査役	知念 等	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回全てに出席し、金融機関における豊富な経験と監査業務に携わった経験に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監査役	山田 拓幸	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回、指名・報酬委員会4回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監査役	清水 健一	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回、指名・報酬委員会4回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### 1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

##### 2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に係る報酬額	24百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的に区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### 3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の基本方針として、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しており、規程、組織、体制などの内部統制システムの整備に努めております。

- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）は、（当社グループの事業活動に関連するあらゆる）法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、企業行動憲章の他、例えば組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、諸管理規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。
  - ② 当社グループの取締役会は、原則として月1回以上これを開催し、取締役会規則の定めに従い、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。
  - ③ 当社グループの取締役及び使用人が業務執行に際し、法令及び定款の遵守がより一層図られる体制を整備する。
  - ④ 業務の執行に関して、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合に、通報できる窓口を設置するなど、内部通報制度を整備する。
  - ⑤ 当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を排除し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、業務執行役員会議事録等）は、取締役会規則、業務執行役員会規則、文書管理規程、情報セキュリティマネジメント規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。
  - ② 取締役及び監査役は、記録された情報を常時閲覧できるものとする。
  - ③ 法令、証券取引所の適時開示規則及び重要情報管理規程に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。
- 3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社グループは、事業等のリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、リスク管理委員会が、リスクアセスメントを行い、予防・対策の立案、実施、見直しを継続的に実施す

る体制を整備する。

- ② 当社グループの情報セキュリティリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、情報セキュリティ委員会が、情報セキュリティマネジメント規程及び情報セキュリティ取扱細則に従い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する体制を整備する。
  - ③ 当社グループの災害リスクに関しては、当社リスク管理委員会の主導で、危機管理規程に基づく事業継続計画を策定し、管理体制を整備する。さらに、事業継続計画が有効に機能するか、有事を想定し定期的に教育並びに模擬訓練を実施する。
- 4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役会は、経営上の重要な意思決定及び職務執行の監視を行う。また、必要に応じて各種委員会等で事前審議の上、決議機関に上程することで職務執行の効率を確保する。
  - ② 当社は取締役会の機能を強化するため、最高経営責任者（CEO）が議長を務め、上席執行役員を中心に構成される業務執行役員会を月1回以上開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。
  - ③ 当社グループの取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。
  - ④ 当社グループ取締役会決議に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により、それぞれの部門の責任者が適切に権限委譲する。
- 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は企業集団における業務の適正を確保するため、子会社担当取締役が子会社の自主性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき、子会社を統括する。
  - ② 子会社担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、子会社に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて指導する。
  - ③ 監査部は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は代表取締役社長と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。

- ② 指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査役に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査役が行う。
  - ③ 補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。
- 7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する。
  - ② 当社グループは、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を構築する。
  - ③ 子会社の監査役が、当該報告を受けた場合には、当社の子会社担当取締役及び監査役会に報告する体制を構築する。
- 8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に明らかに必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び業務執行役員会に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ② 監査役は、取締役及び執行役員等重要な各使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- (2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりです。
- 1) **重要な会議の開催状況**
- 当事業年度における主な重要会議の開催状況は、次のとおりです。

取締役会を13回開催し、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席することで、取締役の職務執行の適法性及び効率性を高めるとともに、業務執行役員会を13回開催し、当社グループの課題などについて討議いたしました。

情報セキュリティ委員会を11回、リスク管理委員会を11回開催し、それぞれ情報セキュリティリスク及び危機管理に関する課題の把握とその対応策の検討を行いました。

指名・報酬委員会を4回開催し、取締役の報酬並びに取締役候補者の指名等に関する事項の審議を行い、取締役会に答申いたしました。

人事評価委員会を12回開催し、ジョブグレード制度の適正な運用のため、所定の権限事項につき審議、決裁を行いました。

## 2) 従業員への教育、訓練

年間計画に基づき経営企画部が中心となりコンプライアンス研修を実施いたしました。その他、危機管理対策として従業員の安否確認システムを導入しており、災害を想定した訓練を実施いたしました。

## 3) 内部監査の実施

監査部は、年間の監査計画に基づき、当社各部門及び当社子会社の内部監査を実施いたしました。

## 4) 財務報告に係る内部統制について

当社グループの全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算財務統制の整備と運用状況を評価するため、内部監査人による監査を実施いたしました。

## 5) 監査役の職務の執行について

監査役は、当社各部門及び当社子会社の監査を行うとともに、当社の代表取締役社長、取締役、幹部社員に対して面談を実施し、定期的に意見交換を実施いたしました。また、会計監査人、監査部とも定期的に意見交換会を開催し積極的に連携を図っております。

## 6) 反社会的勢力排除について

当社契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、各種機関及び顧問弁護士との協力を得て総務部を中心に継続的に情報を収集する取り組みを実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、特に注記しております箇所を除いては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,637</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,826</b>
現金及び預金	2,764	支払手形及び買掛金	944
受取手形、売掛金及び契約資産	3,249	電子記録債務	939
電子記録債権	1,227	1年内返済予定の長期借入金	10
商品及び製品	454	未払金	386
仕掛品	218	未払法人税等	247
原材料及び貯蔵品	587	賞与引当金	555
その他	145	その他	743
貸倒引当金	△9	<b>固定負債</b>	<b>508</b>
<b>固定資産</b>	<b>11,033</b>	長期借入金	68
<b>有形固定資産</b>	<b>8,469</b>	退職給付に係る負債	133
建物及び構築物	1,374	資産除去債務	124
機械装置及び運搬具	1,651	その他	182
リース資産	166	<b>負債合計</b>	<b>4,335</b>
土地	4,572	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	594	<b>株主資本</b>	<b>14,441</b>
その他	109	資本金	1,197
<b>無形固定資産</b>	<b>135</b>	資本剰余金	1,383
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,429</b>	利益剰余金	12,309
投資有価証券	1,107	自己株式	△450
繰延税金資産	66	その他の包括利益累計額	842
退職給付に係る資産	662	その他有価証券評価差額金	339
その他	601	退職給付に係る調整累計額	503
貸倒引当金	△8	新株予約権	37
<b>資産合計</b>	<b>19,671</b>	非支配株主持分	14
		<b>純資産合計</b>	<b>15,335</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,671</b>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(2022年2月1日から  
2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	21,736
売上原価	15,978
売上総利益	5,757
販売費及び一般管理費	4,335
営業利益	1,421
営業外収益	
受取利息及び配当金	37
売却電気の収入	9
その他	108
営業外費用	
支払利息	0
売却電気の費用	5
その他	9
経常利益	1,560
特別利益	
固定資産売却益	64
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	34
減損	94
投資有価証券評価損	1
税金等調整前当期純利益	1,490
法人税、住民税及び事業税	411
法人税等調整額	61
当期純利益	1,017
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,016

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から  
2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,197	1,377	11,593	△426	13,742
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△300		△300
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,016		1,016
自 己 株 式 の 取 得				△37	△37
自 己 株 式 の 処 分		6		14	20
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	6	715	△23	699
当 期 末 残 高	1,197	1,383	12,309	△450	14,441

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	288	718	1,006	37	13	14,800
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△300
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,016
自 己 株 式 の 取 得						△37
自 己 株 式 の 処 分						20
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	50	△215	△164	-	0	△163
当 期 変 動 額 合 計	50	△215	△164	-	0	535
当 期 末 残 高	339	503	842	37	14	15,335

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 連結注記表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数…………… 3社

連結子会社の名称……………東杏印刷株式会社、株式会社メトロテック、株式会社ハシモトコーポレーション  
2023年2月1日付で株式会社ハシモトコーポレーションは、株式会社イムラプリンティングに社名変更しております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### 2) 棚卸資産……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### 1) 有形固定資産

###### a リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～75年

機械装置及び運搬具 4年～12年

###### b リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法

- 2) 無形固定資産  
定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金  
従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 2) 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準  
当社グループは、封筒の製造・販売、ダイレクトメールの企画・制作とその発送業務代行を主な事業内容としており、このような製品販売につきましても、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内向けの販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- 機械器具の自動制御装置及び電子回路の設計製造販売については、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない案件については、原価回収基準を適用しております。なお、金額の重要性が低く、かつ、期間が短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

c ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、金額に重要性が乏しい場合を除き、合理的な見積りに基づき、発生年度より5年以内で均等償却しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない案件については、原価回収基準を適用しております。なお、金額の重要性が低く、かつ、期間が短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は、それぞれ37百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この変更による連結計算書類への影響はありません。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(非上場株式の評価)

当社の連結計算書類の作成にあたって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
投資有価証券(非上場株式) 233百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業領域の拡大や投資育成等を目的として、複数の非上場企業に対して投資を行っております。非上場株式については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、投資先の超過収益力を反映した価格で取得しており、実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行います。これらの評価にあたっては、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に判断しておりますが、当該判断には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画を前提にした売上高、利益率、及びこれらの成長率であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### Ⅳ. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大は、当連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の影響については不確定要素が多いため、その状況によっては当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物及び構築物	651百万円
機械装置及び運搬具	1,036百万円
土地	1,568百万円

当該担保資産は、金融機関借入に対する担保提供ではありますが、当連結会計年度末現在、対応債務はありません。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 24,234百万円

## VI. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
大阪市中央区	基幹システム	ソフトウェア仮勘定	94百万円

上記資産につきましては、業務効率化のため基幹システムの刷新を進めてまいりましたが、開発計画の見直しに伴い、当初予定していた効果が見込めなくなった部分について、回収可能価額を零として評価し、94百万円を減損損失に計上しております。

## VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	10,729,370株	－	－	10,729,370株
自己株式				
普通株式	704,725株	45,528株	23,400株	726,853株

(注) 自己株式の増加45,528株は、株式会社ハシモトコーポレーション（2023年2月1日より株式会社イムラプリンティングへ社名変更）の連結子会社化に伴う増加3,700株、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付による増加41,800株、単元未満株式の買取りによる増加28株であります。

自己株式の減少23,400株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。



## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月21日 定時株主総会	普通株式	300	利益剰余金	30.00	2022年1月31日	2022年4月22日

### (2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月21日 定時株主総会	普通株式	300	利益剰余金	30.00	2023年1月31日	2023年4月24日

## 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 87,800株

## Ⅷ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び設備投資計画から策定した資金計画に基づき必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、取引先の信用状況の把握に努めております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、定期的の時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、全て1年以内に支払期日が到来するものであります。

なお、営業債務は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成し、手元流動性の維持を図るなどの方法により管理して

おります。

借入金は、固定金利で調達しており、金利の変動リスクを回避しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額233百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、買掛金、電子記録債務及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	855	855	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	79	78	△1

## 3. 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	855	—	—	855

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	78	－	78

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## IX. 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	パッケージ ソリューション 事業	メーリング サービス事業	合計		
一時点で移転される財 又はサービス	15,962	4,117	20,080	1,230	21,310
一定期間にわたり移転 される財又はサービス	－	－	－	409	409
顧客との契約から生じ る収益	15,962	4,117	20,080	1,640	21,720
その他の収益	－	－	－	15	15
外部顧客への売上高	15,962	4,117	20,080	1,656	21,736

(注) その他には、以下の事業が含まれております。

コンピュータ及び周辺機器類の販売、ソフトウェアの開発  
医療機関用印刷物の製造販売及び医療機関用諸物品の販売  
機械器具の自動制御装置及び電子回路の設計製造販売

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	268	196
売掛金	3,001	3,028
電子記録債権	852	1,227
契約資産	－	25
契約負債	14	17

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に製品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## X. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## XI. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,528円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 101円56銭   |

# 貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,221</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,658</b>
現金及び預金	2,350	電子記録債務	939
受取手形	170	買掛金	869
電子記録債権	1,222	未払金	357
売掛金	2,963	未払法人税等	238
商品及び製品	402	賞与引当金	543
仕掛品	204	その他	709
原材料及び貯蔵品	505	<b>固定負債</b>	<b>363</b>
その他	410	退職給付引当金	63
貸倒引当金	△9	資産除去債務	120
		その他	179
<b>固定資産</b>	<b>10,589</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,021</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,830</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	1,271	<b>株主資本</b>	<b>14,413</b>
構築物	61	資本金	1,197
機械装置	1,563	資本剰余金	1,381
車両運搬具	18	資本準備金	1,363
工具、器具及び備品	92	その他資本剰余金	18
土地	4,144	<b>利益剰余金</b>	<b>12,283</b>
リース資産	165	利益準備金	299
建設仮勘定	513	その他利益剰余金	11,984
<b>無形固定資産</b>	<b>119</b>	別途積立金	8,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,640</b>	特別積立金	50
投資有価証券	1,107	繰越利益剰余金	3,934
関係会社株式	734	<b>自己株式</b>	<b>△450</b>
繰延税金資産	247	<b>評価・換算差額等</b>	<b>339</b>
その他	559	その他有価証券評価差額金	339
貸倒引当金	△8	<b>新株予約権</b>	<b>37</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,810</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,789</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,810</b>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損益計算書

(2022年2月1日から  
2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		20,853
売上原価		15,480
売上総利益		5,372
販売費及び一般管理費		3,916
営業利益		1,455
営業外収益		
受取利息及び配当金	131	
売却電収	9	
その他	73	214
営業外費用		
支払利息	0	
売却電費	5	
その他	6	13
経常利益		1,657
特別利益		
固定資産売却益	59	59
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	24	
減損	94	
投資有価証券評価損	1	121
税引前当期純利益		1,595
法人税、住民税及び事業税	401	
法人税等調整額	78	479
当期純利益		1,115

## 株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から  
2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						別途積立金	特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,197	1,363	11	1,375	299	8,000	50	3,119	11,468	△426	13,614
当期変動額											
剰余金の配当								△300	△300		△300
当期純利益								1,115	1,115		1,115
自己株式の取得										△37	△37
自己株式の処分			6	6						14	20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	6	6	-	-	-	815	815	△23	798
当期末残高	1,197	1,363	18	1,381	299	8,000	50	3,934	12,283	△450	14,413

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	288	288	37	13,940
当期変動額				
剰余金の配当				△300
当期純利益				1,115
自己株式の取得				△37
自己株式の処分				20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50	50	-	50
当期変動額合計	50	50	-	849
当期末残高	339	339	37	14,789

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
ただし、情報システム事業における製品及び仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
  - 1) リース資産以外の有形固定資産  
定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
  - 2) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法
- (2) 無形固定資産  
定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。



- (3) 退職給付引当金
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - 2) 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
5. 収益及び費用の計上基準
- 当社は、封筒の製造・販売、ダイレクトメールの企画・制作とその発送業務代行を主な事業内容としており、このような製品販売につきましては、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内向けの販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
    - 1) ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
    - 2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……為替予約  
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務
    - 3) ヘッジ方針  
社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。
    - 4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
  - (2) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この変更による計算書類への影響はありません。

## III. 会計上の見積りに関する注記

(非上場株式の評価)

当社の計算書類の作成にあたって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 233百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 III. 会計上の見積りに関する注記(非上場株式の評価)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物	645百万円
構築物	6百万円
機械装置	1,036百万円
土地	1,568百万円

当該担保資産は、金融機関借入に対する担保提供であります。当事業年度末現在、対応債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	22,728百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	324百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	36百万円

## V. 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額	681百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	101百万円

### 2. 減損損失

連結計算書類「連結注記表 VI. 連結損益計算書に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	704,725株	45,528株	23,400株	726,853株

(注) 自己株式の増加45,528株は、株式会社ハシモトコーポレーション（2023年2月1日より株式会社イムラプリンティングへ社名変更）の連結子会社化に伴う増加3,700株、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付による増加41,800株、単元未満株式の買取りによる増加28株であります。

自己株式の減少23,400株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

## Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2百万円
賞与引当金	166百万円
未払社会保険料	22百万円
未払事業税	21百万円
長期未払金	53百万円
退職給付引当金	20百万円
投資有価証券評価損	23百万円
資産除去債務	36百万円
減損損失	64百万円
その他	81百万円
評価性引当額	△80百万円
繰延税金資産合計	412百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△149百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債合計	△165百万円
繰延税金資産の純額	247百万円

## Ⅷ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 IX. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
株式会社ハシモト コーポレーション	所有直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付	640	短期貸付金	290
			資金の回収	350		

(注) 1. 株式会社ハシモトコーポレーションは、2023年2月1日付で株式会社イムラプリンティングに社名変更しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を決定しております。なお、担保の受入は行っておりません。

**X. 1株当たり情報に関する注記**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,474円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 111円47銭   |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月13日

株式会社イムラ  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 神 山 俊 一  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イムラ（旧会社名 株式会社イムラ封筒）の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イムラ（旧会社名 株式会社イムラ封筒）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ

る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

2023年3月13日

株式会社イムラ  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
公 認 会 計 士 神 山 俊 一  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
公 認 会 計 士 濱 田 善 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イムラ（旧会社名 株式会社イムラ封筒）の2022年2月1日から2023年1月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項

について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月14日

株式会社イムラ 監査役会  
常勤社外監査役 知 念 等 ㊟  
社外監査役 山 田 拓 幸 ㊟  
社外監査役 清 水 健 一 ㊟

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

利益配分は、企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案した上で決定することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に加え、純利益の進捗状況も勘案いたしました結果、次のとおりとさせていただきます。存じます。

#### 期末配当に関する事項

- 1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- 2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円 総額300,075,510円
- 3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年4月24日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>いむらもりひろ 井村守宏 (1947年10月7日生)</p>	<p>1972年3月 ミドリ安全株式会社入社 1975年2月 当社入社 1979年8月 当社取締役製造部長 1997年4月 当社代表取締役専務 2003年4月 当社代表取締役社長 2013年4月 当社代表取締役会長 2015年4月 当社取締役会長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたり、当社グループの経営を担っており、グループ全体を安定させ、牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>	278,600株
2	<p>再任</p> <p>いむらゆたか 井村優 (1963年4月19日生)</p>	<p>1987年4月 日興証券株式会社入社（現SMBC日興証券） 1993年3月 当社入社 2001年4月 当社取締役資材部長 2003年4月 当社常務取締役製造本部長兼資材部長 2009年2月 当社常務取締役営業本部長 2011年4月 当社専務取締役営業本部長 2013年4月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役社長・最高経営責任者（CEO）（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、経営中枢職を歴任し、2013年に代表取締役社長に就任以降、高い見識と実行力をもって、最高経営責任者（CEO）として、企業風土改革と構造改革を断行し、当社グループの業績回復に多大なる貢献を果たしました。また長年にわたり、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督において十分な役割を果たしております。豊富な経験、見識、実績を有する同氏が経営手腕を発揮することは、外部環境の著しい変化に即応し、当社グループの持続的な企業価値向上を図る観点からも最適であると考えております。かかる点を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。</p>	446,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>再任</p> <p>たき ぐち ひとし 瀧 口 齊 (1960年4月18日生)</p>	<p>1983年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2005年7月 同社人事総務部人材開発室長</p> <p>2010年4月 同社機能化学品本部機能材料事業部長</p> <p>2016年1月 同社サウジアラビア支店長</p> <p>2019年1月 当社入社</p> <p>2019年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼パッケージソリューション営業統括部長</p> <p>2020年1月 当社取締役副社長・最高執行責任者(COO) 営業本部長</p> <p>2021年4月 当社代表取締役副社長・最高執行責任者(COO) 営業本部長</p> <p>2021年8月 当社代表取締役副社長・最高執行責任者(COO) 営業本部長、子会社担当(現任)</p>	29,500株
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>大手商社勤務を経て当社に入社以来、営業部門を統括し、2020年1月に取締役副社長・最高執行責任者(COO)、2021年4月には代表取締役に就任し、中期経営計画の策定に尽力するとともにその実現のため、既存事業の構造改革と新規事業の推進を牽引するなど、COOとして強いリーダーシップを発揮しております。さらには、人材育成や人材戦略の立案に注力するなど経営の意思決定及び業務執行監督機能を果たしております。これらのことから引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>	
4	<p>再任</p> <p>よし かわ のぶ あき 吉川 伸昭 (1962年11月10日生)</p>	<p>1981年3月 当社入社</p> <p>2005年7月 当社筑波工場長</p> <p>2007年7月 当社相模原工場長</p> <p>2011年7月 当社製造部長</p> <p>2013年4月 当社取締役製造本部長</p> <p>2017年4月 当社取締役常務製造本部長</p> <p>2019年4月 当社取締役専務執行役員製造本部長(現任)</p>	23,100株
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>当社取締役専務執行役員製造本部長として、製造及び技術部門全体を強いリーダーシップで牽引してきました。また、入社以来、製造業務を中心に携わり当社業務全般を熟知するとともに、豊富なマネジメント経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>	



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> わだとしかず 和田寿一 (1961年12月29日生)	1986年4月 株式会社三和銀行入行(現三菱UFJ銀行) 2011年5月 同行大阪営業本部大阪営業第一部長 2013年1月 同行法人業務部長 部長(特命)兼営業第九部開発委員長 2013年4月 同行営業第三本部営業第九部長 2014年11月 エムエスティ保険サービス株式会社 常務 執行役員大阪営業本部副本部長 2016年4月 同社常務取締役大阪営業本部長 2016年6月 同社専務取締役大阪営業本部長 2019年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式 会社常務執行役員西日本担当	3,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 国内外での長年にわたる金融機関勤務における業務経験で培われた、豊富な金融知識と企業経営に関する広範な知見を有しております。このような豊富な経験や知識は、新たな成長軌道を実現すべく、事業領域の拡大や企業風土改革を進める当社の経営において十分に発揮できるものであり、取締役として適任と判断しました。		
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> しらた たかし 白田 敬 (1959年11月30日生)	1982年4月 日興証券株式会社入社(現SMBC日興証券) 2009年9月 株式会社JET Academy エグゼクティブ・パートナー(現任) 2010年6月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社取締役 2014年6月 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役(現任) 2015年4月 当社社外取締役(現任)	5,000株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> これまでの経歴において、金融機関における豊富な経験に加え他社の経営にも携わるなど、企業経営に関する相応の知見を有しており、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かし、当社取締役会でも積極的に意見を述べていただきました。これらの経験と実績から引き続き、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監視・監督の役割を期待しているものであります。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">社外</div> <small>しろ たに みつ え</small> 城 谷 満 江 (1954年10月1日生)	1975年10月 日本航空株式会社入社 2003年 3 月 同社客室乗員室長 2007年 4 月 同社客室乗員部長 2011年 2 月 株式会社博全社CS推進部長 2019年 4 月 当社社外取締役 (現任)	4,500株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> これまでの経歴において、大手航空会社や葬儀会社で管理職として人材育成、CSを推進してきた経験と知識から、当社取締役会では適時適切なアドバイスをいただいております。これらのことから引き続き、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監視・監督の役割を期待しているものであります。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 白田敬氏、城谷満江氏は、社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は白田敬氏、城谷満江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 白田敬氏、城谷満江氏とは、当社との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第27条第2項に基づき責任限度額を800万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合は同内容で契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役が就任する順位につきましては、2022年4月21日開催の第72期定時株主総会において補欠監査役に選任された城知宏氏を第1順位とし、候補者月岡涼吾氏を第2順位といたしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
社外 つき おか りょう ご 月 岡 涼 吾 (1971年11月19日生)	1994年4月 大日本印刷株式会社入社 1999年11月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース入所 2003年4月 公認会計士登録 2006年7月 月岡公認会計士事務所所長(現任) 2010年12月 株式会社コロプラ社外監査役 2015年12月 株式会社コロプラ社外取締役(監査等委員)(現任)	- 株
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 公認会計士及び税理士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 月岡涼吾氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 月岡涼吾氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第36条第2項に基づき責任限度額を800万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。月岡涼吾氏が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号

ホテル日航大阪 5階 鶴の間

TEL (06) 6244-1111



**会場への交通** 大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線 心斎橋駅 ⑧号出口直結

※当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**UD FONT** 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。